

平成 2 5 年 9 月 1 8 日 開 会

平成 2 5 年 9 月 1 9 日 閉 会

平 成 2 5 年

第 3 回 定 例 会 会 議 録

(第 2 日 目)

小 豆 島 町 議 会

平成25年第3回小豆島町議会定例会議事日程（第2号）

平成25年9月19日（木）午後1時30分開議

- 第1 議案第66号、議案第71号に対する総務建設常任委員会審査報告
- 第2 議案第66号、議案第71号に対する討論及び採決
- 第3 議員派遣について
- 第4 閉会中の継続調査の申し出について（各常任委員長提出）
- 第5 閉会中の継続調査の申し出について（議会運営委員長提出）

開議 午後 1 時 26 分

議長（秋長正幸君） 皆さんこんにちは。

携帯電話をマナーモードに切りかえてください。

昨日からの議案審議でお疲れのところ、お集まりくださいましてありがとうございます。

本日の議事日程等につきましてはお手元に配付のとおりでありますので、皆様のご協力をお願いします。

ただいまの出席議員は 16 名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより開会いたします。（午後 1 時 27 分）

日程に入る前に、環境衛生課長より、昨日の議案第 65 号の質疑に対する回答を行いたいとの申し出があります。許可します。環境衛生課長。

環境衛生課長（樋元一郎君） 昨日、説明ができませんでした、小豆島町みさき園大規模改修工事の項目別概算金額についてご説明いたします。

上程議案集の 18 ページをお開きください。

5 番、工事概要。処理方式変更に伴う機器の新設一式としまして、3 億 2,500 万円、老朽化に伴う機器の更新一式、1 億 2,650 万円、処理棟の耐震改修一式で 2,400 万円、管理棟の建てかえ、建築面積が 79.5 平方メートル、約 24 坪でございます。一式 3,900 万円、合計で 5 億 1,450 万円であります。以上です。

議長（秋長正幸君） 直ちに本日の会議を開きます。

お諮りします。

日程第 1 の総務建設常任委員会審査報告は、付託議案を一括して行い、

その後質疑を行います。総務建設常任委員会からの報告、質疑が終了後、付託された2つの議案について、1議案ごとに討論、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、日程第1の総務建設常任委員会審査報告は、付託議案を一括して行い、その後質疑を行います。総務建設常任委員会からの報告、質疑が終了後、委員会付託された2つの議案について、1議案ごとに討論、採決を行います。

~~~~~

日程第1 議案第66号、議案第71号に対する総務建設常任委員会審査報告

議長（秋長正幸君） それでは、日程第1、議案第66号、議案第71号に対する総務建設常任委員会審査報告を議題とします。

総務建設常任委員長の審査報告を求めます。藤本委員長。

総務建設常任委員長（藤本傳夫君） 平成25年9月19日。小豆島町議会議長秋長正幸殿。総務建設常任委員会委員長藤本傳夫。

委員会審査報告書。

本委員会は、9月18日付託された議案について慎重に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。記。

1. 委員会開催年月日。平成25年9月19日。

2 . 審査の経過。理事者の出席を求め詳細な説明を受け、各委員より質疑、意見を求め、慎重に審査した。

3 . 件名及び審査の結果。

(1)議案第 66 号小豆島町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例について。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(2)議案第 71 号小豆島町職員の給与の臨時特例に関する条例について。

原案どおり可決すべきものと決定した。

議長（秋長正幸君） 委員長報告が終わりました。

議案第 66 号及び議案第 71 号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

~~~~~

日程第 2 議案第 66 号、議案第 71 号に対する討論及び採決

議長（秋長正幸君） それでは、日程第 2、議案第 66 号、議案第 71 号に対する討論及び採決を行います。

まず、議案第 66 号小豆島町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 66 号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第 66 号小豆島町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例については委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第 71 号小豆島町職員の給与の臨時特例に関する条例について、これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。11 番村上久美議員。

11 番（村上久美君） 議案第 71 号に対する反対討論をします。

今回の安倍内閣による給与削減提案は、憲法が保障する労働基本権剥奪の代償としての人事院勧告に基づかないものであり、しかも政府、総務省からの交付税制度をてこにした要請により行われた点で、労働基本権や地方自治を規定する憲法、地方公務員法に抵触するものです。

また、交付に当たって条件をつけてはならないとする地方交付税法に違反し、さらに不利益変更という労働契約法の趣旨と精神をたがえるものであり、幾重にもわたり、法違反の内容を持っています。

本年 1 月 27 日に、地方六団体が出された地方財政対策、地方公務員給

与についての共同声明には、そもそも地方公務員の給与は公平、中立な知見を踏まえつつ、議会や住民の意思に基づき地方が自主的に決定すべきものであり、国が地方公務員の給与削減を強制することは地方自治の根幹に係る問題である。ましてや、地方交付税を国の政策目的を達成するための手段として用いることは、地方の固有財源という性格を否定するものであり、断じて行うべきではない。この地方の実勢を侵すことのないよう、強く求めると明確にあらわしています。

本町は、このことに基づき、国に抗議する意味でも、給与削減は行うべきではないと考えます。この間、給与削減は連続的に引き下げを行っています。このことは、公務員労働者に耐えがたい生活の悪影響を与え、働きがいを失わせるものです。民間労働者や地域経済に与える影響も大きいものがあります。以上の理由によって、議案第71号に反対します。

議長（秋長正幸君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。5番藤本傳夫議員。

5番（藤本傳夫君） 私は、議案第71号に賛成の立場から意見を述べたいと思います。

今回の職員給与減額については、総務大臣の要請を発端としたものですが、そもそも地方公務員の給与は議会や住民の意思に基づき、地方が自主的に決定すべきものであります。また、国が給与削減を促す遮断として、地方交付税を削減をすることも、また地方の自立性を軽視した大変遺憾な決定であると考えます。

しかし一方で、地方公務員の給与決定には、生計費、民間給与水準、その他の地方公共団体の職員給与の実情などを考慮した上、決定しなければならないとした均衡の原則が定められています。国の要請受け、県

内のほとんど団体が給与減額措置を実施する見込みであり、特定の期間に限られるものの、小豆島町の職員給与の水準は均衡を逸してしまう可能性が生じています。したがって、本条例案は地方公務員法の均衡の原則を考慮した適切な措置であると考えます。

また、本条例案の提出に当たっては、既に職員組合との合意が図られておると聞いておりまして、職員を無視した一方的な措置ではないこと、実施期間を定めた暫定的な措置であることなどから、本質的な問題はないと考えます。以上のことから、私は議案第 71 号に賛成であります。

議長（秋長正幸君） 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 71 号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（秋長正幸君） 起立多数と認めます。よって、議案第 71 号小豆島町職員の給与の臨時特例に関する条例については委員長報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第3 議員派遣について

議長（秋長正幸君） 次、日程第3、議員派遣についてを議題とします。

今期定例会閉会中に議員の派遣の申出書が提出されています。詳細については印刷配付のとおりであります。議員派遣については、会議規則第119条の規定により議会の議決を経ることとなっております。

お諮りします。

お手元に配付しております申出書のとおり、議員派遣についてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、申出書のとおり議員を派遣することに決定されました。

~~~~~

日程第4 閉会中の継続調査の申し出について

日程第5 閉会中の継続調査の申し出について

議長（秋長正幸君） 次、日程第4及び日程第5、閉会中の継続調査の申し出についてを一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、日程第4及び日程第5を一括議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から各委員会において調査中の案件につき、会議規則第74条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付すことに決定されました。

以上で本日の日程は終了しました。

以上をもちまして今期定例会の全日程を終了しましたので、会議を閉じます。

これをもちまして平成25年第3回小豆島町議会定例会を閉会します。長時間にわたり、大変ご苦労さまでした。

閉会 午後1時37分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

小豆島町議会議長

小豆島町議会議員

小豆島町議会議員